

毎週火、金曜日発行へ但休日当るときは翌日  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 鳥取県告示第二十八号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により昭和三十七年一月七日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として大阪府を指定する。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第二十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、昭和三十六年度における地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

- ◆ 告示
  - 豚の移入禁示区域の指定
  - 昭和三十六年度の地籍調査計画
  - 建設業者の登録まつ消
  - 療養取扱機関の申出の受理
  - 保険医の登録
  - 土地改良事業の認可
  - 争議行為の公表
  - 土地改良事業の認可
  - 牛の肝てつ検査の実施
  - 選管告示
    - 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
    - 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - △ 公安告示
  - 聴聞会の開催

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 朗

00351

3 昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第3種郵便物認)

(第3種郵便物認)

療養取扱機関名	所 在 地	法第三十七条第五項 による都道府県名	同上受理年月日
市立鳥取市民病院	鳥取市古市一	全 国	昭三六、九、二八
北垣胃腸科病院	庵丁人町二〇		
山根医院	"		
渡辺病院	"		
柴田医院	賀露町九九九		
小松"	"		
田中"	"		
足立"	"		
音田内科	"		
医療法人共済会清水整形外科病院	"		
国立米子療養所	米子市皆生一八〇六ノ二		

となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県 知事 石 朗

## 鳥取県告示第三十号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県 知事 石 朗

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (へ) 第二九〇号	昭三四、一二、二一	(有) 寿鉄工所	米子市博労町四丁目	三沢 良雄	昭三六、一 二二一

## 鳥取県告示第三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関

00350

昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第3種郵便物認)

(第3種郵便物認)

昭和三十六年度事業計画

調査地域 調査期間

摘要

調査を行なう者の名称

高 町

浜村、勝見、会下、殿、飯里、下石等

自三七、一、一九  
至三七、三、三一

四、八平方糸

羽 合 町

上橋津、南谷、宇野

五、一

米 子 市

古豊千、上新印、一部、下新印、赤井手

二、二  
三、四

名 和 町

名和、西坪、東坪

二

## 鳥取県告示第三十二号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県 知事 石 朗

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (へ) 第二九〇号	昭三四、一二、二一	(有) 寿鉄工所	米子市博労町四丁目	三沢 良雄	昭三六、一 二二一

00353

5 昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第3種郵便物)  
認可

木村	西町二
松村	"
岩美歯科診療所	"
都橋歯科医院	"
君野	八頭郡智頭町智頭
伊藤	若桜町若桜
中尾	智頭町智頭
井上	若桜町若桜
大島	郡家町郡家
八百谷	用瀬町用瀬
中路	船岡町船岡
小林	若桜町若桜
湖山	用瀬町用瀬
田中	氣高郡氣高町勝見
吉田	鹿野町鹿野
加藤	青谷町青谷

昭三六、 六 八、 三

00352

昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第3種郵便物)  
認可

伊藤医院	西三柳四〇一九	二、二一
松浦"	"	四、一
医療法人育生会高島病院	"	五、一三
中尾小兒科医院	"	八、二九
森田医院	"	三、七
佐古眼科	"	七、一
宝意内科	"	四、一
中嶋	"	五、六
鳥取県済生会境港病院	"	六、一
高田内科医院	"	昭三五、一、一
氣高町国民健康保健浜村診療所	"	一〇、一四
川上医院	"	一、一
安達"	"	二、二〇
鳥取市日野町黒坂一二四五ノ二	"	二、七
鳥取市西町一丁目四五四	"	四、一
倉吉市上井町二ノ一三	"	三、七
明治町一〇三一	"	一、一
東町	"	六、一
高島病院	"	二、二一
西福原二ノ一	"	三、三
西町六	"	四、一
皆生二五一ノ二	"	五、一三
加茂町二丁目二六	"	八、二九
万能町一六	"	三、七
境港市相生町四一	"	七、一
米川町四七	"	四、一
東雲町一八	"	五、六
氣高郡氣高町大字勝見六六〇ノ二	"	六、一
西伯郡伯仙町岡成九五	"	七、一
日野郡日野町黒坂一二四五ノ二	"	八、二九
鳥取市西町一丁目四五四	"	三、三
上田歯科医院	"	四、一
穂山"	"	五、一三
松本"	"	六、一

高木 健作	日野郡日野根雨	鳥医八九三	昭三十七年一月九日	氏 名	住 所	登録の記号番号	登 錄 年 月 日	鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗	東伯郡東伯町八橋 大榮町由良宿 赤崎町大字赤碕
稻田 憲昭	日野郡西町	鳥医八九四							中村 潮 潮灘尾 船木
沢田 克己	東伯郡三朝町穴鴨	鳥医二一八							五、一 四、一 九、一 五、一〇
下村 幸子	日野郡溝口町溝口	鳥医二一九							一

建康采僉法

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、五第（一）項の規定によるものに依る事務の監督を行つたる  
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）  
第九条の規定により告示する。

(第3種郵便物)  
認

7 昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号

嘉慶縣告示第三十三號

昭和三十六年十月二十八日付けて七ヶ堰土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（かんがい）排水事業については、審査の結果、その計画を  
て、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年一月十九日  
鳥取県知事 石破 二朗  
縦覧期間  
昭和三十七年一月十九日から三十日間とする。

昭和三十七年一月十九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
二 縦覽場所  
鳥取市越路 鳥取市越路土地改良区事務所

鳥取県告示第三十五号  
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三

西伯郡西伯町大字福成 七ヶ堰土地改良区事務所

鳥取県告示第三十四号  
昭和三十六年七月十一日付けで鳥取市越路土地改良区  
から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良溜池事  
長谷川 勉から、争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第三十五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三  
十七条の規定に基づき、サワタク労働組合執行委員長

長谷川 勉から、争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗		鳥取県知事 石 破 二 朗
一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ	牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。	牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
二 実施の区域及び場所 別表のとおり	内実施区域	内実施区域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病、ブルセラ病検査	内実施区域	内実施区域
牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。	内実施区域	内実施区域
肝てつ検査	内実施区域	内実施区域
別表一 牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査駆除	内実施区域	内実施区域
第一次 実施期日 一月二十二日	西伯郡伯仙町県区	西伯郡伯仙町県区
第二次 実施期日 一月二十三日	米子市巣区	米子市巣区
第三次 実施期日 一月二十四日	尚徳区	尚徳区
第四次 実施期日 一月二十五日	青木	青木
第五次 実施期日 一月二十六日	蚊屋	蚊屋
第六次 実施期日 一月二十七日	成実区	成実区

昭和三十七年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事件 昭和三十七年一月以降賃金引き上げその他労働条件改善の為の諸要求に関する件

二 日時 昭和三十七年一月二十三日午前零時以降本問題の完全解決に至るまでの期間

三 場所 サワタク労働組合の組合員の従事するサワタクシーオペレーターの営業に関する全職場

四 概要 前記三に記載の職場の全体にわたり、あらゆる形の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して実施する。

鳥取県告示第三十六号

昭和三十六年十月二十三日付けで鳥取市越路土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（農道橋）事業については、審査の結果、その計画を適当とする。

昭和三十七年一月十九日から二十日間とする。

鳥取県告示第三十七号

認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

二 縦覧場所 鳥取市越路 鳥取市越路土地改良区事務所

鳥取県告示第三十七号

畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対しうて検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十九日

00359

11 昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第三種郵便物)  
認可

七日	米子市五千石区
西伯郡会見町手間区	"
八日	賀野区
"	"
九日	"
"	"
十二日	米子市尚徳区
"	"
十三日	"
"	"
十四日	崎津区
"	"
十五日	彦名区
"	"
境港市中浜区	"
米子市和田区	"
"	"
大篠津区	"
"	"
夜見区	"
"	"
富益区	"
"	"
上長田区	"
"	"
西伯郡岸本町大幡区	"
"	"
"	"
幡郷区	"
"	"
十六日	"
"	"
十九日	"
"	"
十七日	"
"	"
十八日	"
"	"
大幡区	"
"	"
大幡	"
"	"
坂長	"
"	"
真野	"
"	"
手間区	"
"	"
上安曇	"
"	"
青木	"
"	"
大崎	"
"	"
彦名	"
"	"
小篠津	"
"	"
和田	"
"	"
大篠津	"
"	"
夜見	"
"	"
富益	"
"	"
上長田	"
"	"
大寺	"
"	"
坂長	"
"	"
真野	"
"	"

00358

昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第3種郵便物) 認可 10

別表二 牛の肝てつ検査駆除

実施期日	実施区域	実施場
一月二十二日	米子市勝田、車尾区	勝田家畜市場
二十三日	加茂区	加茂家畜検診場
二十四日	福生区	福生 "
二十五日	福米区	福米 "
二十六日	春日区	上新印 "
二十九日	巖区	蚊屋 "
三十日	西伯郡西伯町天津区	天津 "
二月一日	大国区	原 "
三十一日	法勝寺区	法勝寺 "
五日	東長田区	東長田 "
六日	伯仙町県区	尾高 "
"	大高区	日吉津 "
"	米子市成実区	成実 "
"	西伯郡日吉津村	

00351

昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第3種郵便物認)

00360

昭和37年1月19日 金曜日 鳥取県公報 第3292号 (第3種郵便物認) 12

二十日

米子市観音寺区

久古寺

別表三 ひな白菊検査

実施場所

一月二十二日

西伯郡岸本町岸本

吉岡

" " "

" " 小野

無良

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四

条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の

数 七、二一九人

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二〇、三〇三人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二〇、二四八人

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一九、一七七人

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、五二一人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、五二一人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一九、一七七人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、五二一人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、五二一人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、五二一人

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七四二人

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、二五六人

氣高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、五五五人

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、二一六人

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、七七五人

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、〇三三人

の数は、次のとおりである。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九

条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安 成文

一関係者の本籍住所及び氏名

本籍 気高郡勝谷村字寺内二二六

元住居 鳥取市吉方七七九

二 聽聞の期日 田中久子

昭和三十七年一月三十一日午後一時から

三 聽聞の場所 鳥取市西町 鳥取県警察本部